全員協議会会議録

1	開	会1								
2	あい	い さつ1								
3	議	題1								
(1) 🕏	報告事項について1								
	1	JT引き込み線跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施								
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
	2	指定管理者の候補者の決定について・・・・・・・・・ 5								
	3	令和2年人事院勧告の概要について・・・・・・・・・ 7								
	4	矢板市公告式条例の一部改正について・・・・・・・・ 7								
	(5)	令和3年度職員採用(2次募集)について・・・・・・8								
	6	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 9								
	7	矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について・・・・・・ 10								
	8	矢板市子ども未来館のオープン等について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12								
	9	新型コロナウイルス感染症対策について・・・・・・・・ 13								
	10	テイクアウトクーポン券 (第4弾) 発行事業等について・・・・・・・ 14								
	11)	矢板市営駐車場条例の一部改正について・・・・・・・・・ 16								
	12	矢板市体育施設に関するネーミングライツ事業について・・・・・・・ 16								
4	その)他								
5	閉会	318								

[議員15人]	Ţ	説明員 】					
1	石	塚	政	行	1	市長	齌	藤	淳-	一郎	
2	掛	下	法	示	2	副市長	横	塚	順	_	
3	神	谷		靖	3	教育長	村	上	雅	之	
4	中	里	理	香	4	総合政策部長兼総合政策課長	髙	橋	弘	_	
(5)	髙	瀬	由	子	(5)	秘書広報課長	佐	藤	裕	司	
6	櫻	井	惠	_	6	税務課長	丸	谷	久美子		
7	藤	田	欽	哉	7	高齢対策課長	村	上	治	良	
8	佐	貫		薫	8	子ども課長	田	城	博	子	
9	伊	藤	幹	夫	9	健康増進課長	沼	野	晋	_	
10	関 由糸		己夫	10	商工観光課長	小里	予崎	賢	_		
11)	小	林	勇	治	11)	都市整備課長	柳	田		豊	
13	宮	本	妙	子	12	生涯学習課長	Щ	口		武	
14)	石	井	侑	男							
15)	中	村	久	信	[欠席説明員 】					
16)	今	井	勝	巳	1	総務部長兼総務課長	塚	原	延	欣	
Ţ	欠席議員 】										
	なし				Ţ	議会事務局					
					1	事務局長	薄	井		勉	
					2	副主幹	森	Щ		敦	
					3	副主幹	黒	﨑	真	史	

1 開 会

○議長(石井侑男) ただいまから、全員協議会を開会いたします。(10:00)

2 あいさつ

○市長(齋藤淳一郎) おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多用のところ、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、J T 引き込み線跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施についてなど、12 件でございます。

これらの件につきましては、所管する部課長から御報告いたしますので、よ ろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

- (1) 報告事項について
 - ① JT引き込み線跡地の利活用に係るサウンディング型市場調査の実施 について
- ○議長 説明を求めます。
- ○総合政策課長(髙橋弘一) 矢板市末広町地内のJT、日本たばこ産業株式 会社の引き込み線跡地については、特殊な形の土地ということもあり、今ま で利活用していないという状況でありました。

今回、この土地の利活用を検討するに当たり、民間事業者からの意見やアイデアなど、情報収集を行います、サウンディング型市場調査を実施してま

いります。

それでは、初めにサウンディング型市場調査について、御説明させていただきます。資料のサウンディング型市場調査の概要になりますが、こちらは国土交通省が作成している資料になります。

サウンディング調査とはということで、市有地などの有効活用に向けた検 討に当たって、その活用方法について、民間事業者から広く意見や提案を求 め、市場性等を把握する調査でございます。

中段のサウンディング型市場調査の場合にありますように、活用案を作成 する前に、民間事業者との対話、ヒアリングを行い、市場性の把握や活用ア イデアの収集などを行っていくものでございます。

対話、ヒアリングの後、対話で得られました意見、アイデアを参考にいた しまして、公募条件などを検討した上で、活用案や公募要領を作成し、公募 を実施していくといったものでございます。

次のページは、サウンディングの流れになりまして、さらに次のページが 今回の実施要領の抜粋になってございます。四角で囲っている部分になりま すが、参加の対象者につきましては、引き込み線跡地の事業実施に関心のあ る法人等でございまして、個人は対象外となっております。

対話参加の申し込み受付を 11 月 16 日から行いまして、対話につきましては 12 月 9 日から行ってまいります。

- ○議長 説明は終わりました。御質疑等はございませんか。
- ○伊藤議員 サウンディング型市場調査というのは、県内では真岡市が1年か 2年前から始まっている調査の方法かと思いますが、問題点として自治体と 民間事業者とのスケジュールのすり合わせがあるようですが、また、自治体 からの質問を作っておくということもあるかと思いますが、その辺はどのよ

うにお考えでしょうか。

○総合政策課長 県内では真岡市のほか、宇都宮市などもやってございます。 スケジュールにつきましては、今回は土地の利活用のアイデア等の募集というところで考えておりますので、今後の公募に向けてのスケジュールにつきましては、その提案の内容を受けてから、決定していくというような考えでございます。

募集要領案抜粋ということで、募集期間等しか付けておりませんが、対話に当たって聞きたいことということで、利活用の方法とか、とちぎフットボールセンターとの連携とか、事業期間などを、対話の中で聞いていきたいと思っております。

- ○伊藤議員 非常に有効的な手段だと思いますが、今後ほかの市有地について もこういった方法を採るということもあるのでしょうか。
- ○総合政策課長 今回、これは初めての取組でございます。こちらをやってみまして、他の施設、土地についても、有効であれば活用していきたいという考えがございます。
- ○伊藤議員 これができるかどうか分かりませんが、例えば空き家対策にも使 える可能性はあるのでしょうか。
- ○総合政策課長 今回、土地や公共施設の事業化に当たっての調査ということが、こういったサウンディングになりますので、個人の空き家などに対しては、考えられないのかなという思いがございます。
- ○中村議員 内容について、よく分からないので教えていただきたいのですが、 この対話に応募して、その法人が持っているアイデアを出して、市が非常に 素晴らしいものだと思えば、その後生かされるのだと思いますが、それが最 終的に公募して、選定を受けるわけではないということだと思います。

そこは、普通であれば、素晴らしいアイデアを出せば、選定されるという流れかなと思うのですが、その法人などがアイデアを出すための努力とか費用といったものは、公募には生かされないといったことでよろしいのでしょうか。

○総合政策課長 サウンディングにつきましては、議員がおっしゃるような対応になってまいります。

なるべく業者の負担にならないよう、対話を受ける中で、詳細な費用の算出 や図面の提出などは求めないというような形で、お互いにヒアリングで情報を 出し合ったり、というようなものでございます。

対話で得られた提案につきましては、あくまでも参考ということでございまして、その内容が全て形になって、公募されるということではございません。 ただ、有益な提案であれば十分に検討しまして、公募の中の条件ということで 考えられるということです。

- ○中村議員 ということは、仮に素晴らしい提案があった場合、それを練りながら最終的に条件を設定し、市が公募したら、全く別の業者が受けて具現化するという、いわば他の法人のアイデアを活用して、別の法人が事業を行うということもあり得るという受け止めですが、これはそういうことでよろしいのですよね。
- ○総合政策課長 そのような形になるかと思います。アイデアを受けまして、 市が公募条件を決めて公募を実施する。その中で1番点数の高い業者が実施 に当たっていくということになるかと思います。
- ○宮本議員 資料にデメリット、メリットという記載がされておりますが、こ ういったものも含めて、市としての考えを内部に潜めてこの調査を進めると いうことは考えられないのでしょうか。
- ○総合政策課長 資料の中デメリット、メリットというところで、今までのや

り方ですと、市の内部だけで検討し、アイデア不足になり、限定的になって しまう可能性があるというところもございます。

今回は市の内部だけではなく、民間事業者の方から、民間ならではのアイデアがあれば、出してもらいたいというような調査になりますので、まっさらな状態で提案を受けたいという考えがございます。

- ○掛下議員 活用の方法として、今後、例えば学校統合における小中学校が廃校になった際の利活用や、その他公共施設が廃止されたときの利活用にも、こういったアイデアを出してもらうということは、やったらどうかなと思ったのですが、いかがでしょうか。
- ○総合政策課長 先ほどの伊藤議員にもお答えしましたが、今後、市の他の公 共施設や土地についても、今回サウンディングは初めてですので、この結果 を踏まえまして、有効であるものについては、取り入れていきたいという考 えでございます。
- ○神谷議員 資料のポイントで、対話に要する費用というのは交通費等という 理解でよろしいでしょうか。
- ○総合政策課長 資料のポイントの4番目、全ての費用につきましては、全て 対話に参加する事業者の負担ということになります。
- ○議長 ほかにございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ② 指定管理者の候補者の決定について
- ○議長 報告を求めます。
- ○総合政策課長 8月の全員協議会におきまして、今年度は17の施設で、指定

管理者の候補者の選定を行うことを御説明しておりました。今回、そのうちの 10 施設で、候補者の選定を行っております。

資料のまず、八方ヶ原交流促進センターの指定管理者の候補者につきましては、栃木県森林組合連合会、たかはら森林組合、たかはら林産企業組合で組織されております、たかはらの森管理グループを選定いたしました。選定方法は公募で行っておりまして、たかはらの森管理グループを含む2事業者の応募がありました。

次に、木幡北山はつらつ館の指定管理者の候補者につきましては、労協センター事業団を選定しました。選定方法は公募で行っており、労協センター事業団の1事業者のみの応募でございました。

次に6つの学童保育館と泉はつらつ館、そして矢板市子ども未来館の指定 管理者の候補者につきましては、社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会を選 定いたしました。選定方法につきましては、どちらも非公募で行っておりま す。

なお、期間につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

候補者の選定に当たりましては、書類審査及びプレゼンテーションによる 審査を実施いたしまして、候補者を決定しております。この指定管理者の指 定につきましては、来る12月の議会定例会に議案として提出いたしますので、 よろしくお願いいたします。

○説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

- ○議長 報告を求めます。
- ○副市長(横塚順一) 今年の人事院勧告につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、例年より約2か月遅い、10月7日に発表されました。

勧告の内容といたしましては、ボーナスによって民間の支給割合と均衡を図るため、0.05 月分を引き下げるものであります。具体的には、令和2年度においては、12 月期の期末手当を 0.05 月引き下げ、令和3年度からは、6 月期と 12 月期の期末手当をそれぞれ、0.025 月引き下げるよう、勧告をしております。

ボーナスの基準日が令和2年12月1日となっておりますが、地方公務員の 給与改定につきましては、国家公務員の給与との均衡の原則に基づき、給与法 の改正のタイミングに合わせて行うべきであるとされております。

従いまして、改正に伴う関係条例の改正を、12 月定例会に議案として提出 したいと考えておりますので、給与法の改正のタイミングに合わせて、11 月 の30 日までに議決をいただきたく、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長ないようですので、次に進みます。
 - ④ 矢板市公告式条例の一部改正について
- ○議長 報告を求めます。
- ○副市長 現在、矢板市においては、条例等を公布する際には、市役所、泉公 民館、片岡公民館の3か所の掲示場に掲示をしております。これを、来年か ら、泉公民館と片岡公民館の掲示場を廃止し、市役所1か所とする改正を行

うものであります。改正をする理由といたしましては、市民の利便性の向上 であります。

現在は、掲示スペースに限りがあるため、幾つもの掲示物を同時に行いますと、ずらしながら、重ねて掲示しなければならないため、掲示物が見づらいという課題がありました。これを、掲示場を1か所とし、併せて掲示物を総務課、泉公民館、片岡公民館にて閲覧できる方式に変更することにより、市民にとって公告等が見やすい環境へと改正するものであります。

これにより、併せて職員の労力の軽減が図れるものであります。

この条例の改正は、令和3年1月1日施行を予定しており、関係条例の改正を12月定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ⑤ 令和3年度職員採用(2次募集)について
- ○議長 報告を求めます。
- ○副市長 資料は矢板市職員採用案内となります。令和2年度の職員採用試験につきましては、6月の全員協議会の際に、職員採用数について、本年度の退職者数12名に対し、1名少ない11名を採用したい旨の説明をさせていただきました。

これまでに、採用試験を終え、10月29日に合格者を発表したところでありますが、一般事務B、建築土木においては、3名程度募集のところ1名を採用、一般事務C、障がいのある方においては、1名程度募集のところ採用は

0でありました。

そのため、今回2次募集を実施することといたしました。併せまして、通称 就職氷河期世代を対象とした採用を行うことといたしました。

採用の内訳といたしましては、資料の表のとおり、行政、建築土木、身体 障がいのある方を、それぞれ1名程度の採用を予定しております。

いずれも人物重視の観点から、適正検査と面接試験としております。

採用試験のスケジュールといたしましては、申し込み関係の日程は表の上の部分に、試験関係の日程は表の下の部分に記載してあるとおりであります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ⑥ 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- ○議長 報告を求めます。
- ○税務課長(丸谷久美子) 地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2 年9月4日公布され、国民健康保険税の減額に係る所得の基準についての改 正があり、令和3年1月1日から施行されます。

この改正に伴う改正と、併せまして、減額認定につきまして、所要の整備を行うため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

資料は、矢板市国民健康保険税条例の一部改正についてになります。国民 健康保険税におきましては、均等割額と平等割額を2割、5割、7割に軽減 する制度がございますが、この軽減基準額の算定につきまして改正するもの です。

個人所得課税の見直しに伴いまして、給与所得控除、公的年金等控除が 10

万円引き下げられ、基礎控除が増額、引き上げとなりますが、この見直しによる影響を考慮しまして、軽減基準額の判定における基礎控除額を10万円引き上げ43万円にし、年金、給与所得者の数から1を減じた数1人につき、10万円を加えるものであります。

併せまして2割、5割、7割の軽減措置につきまして、減額となる額を規 定しているものを、それぞれの割合で規定するものに改正するものでありま す。

以上でございまして、これらの改正を含めました矢板市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、12 月議会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ⑦ 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止について
- ○議長 報告を求めます。
- ○高齢対策課長(村上治良) 本条例の制定の目的であります、片岡デイサービスセンターにつきまして、平成30年3月に公表されております、矢板市公共施設再配置計画におきまして、2026年までに民間等への譲渡の方向性が既に示されているところでございます。

そこで、今回、現在の指定管理者との契約期間が満了する、令和3年3月 末をもちまして、矢板市デイサービスセンター設置条例を廃止して、民間譲 渡を行うこととするものであります。

廃止の理由等につきましては、別添資料の片岡デイサービスセンターの有

償譲渡についてをご覧願います。

まず、片岡デイサービスセンターにつきましては、資料の概要に記載のと おり、石関地内の片岡西通りに面しているところに立地しており、旧片岡保 育所跡地に、国や県の補助金などを活用して矢板市が建設し、運営は民間委 託により、平成12年4月に開所した施設となっております。

今年度まで、医療法人社団あかね会に委託しており、21 年間運営してきたところでございますが、今回の指定管理期間の更新を機に、有償譲渡について協議を進めてきたところ、このたび、来年度から有償譲渡できる運びとなったところでございます。

譲渡の目的は記載のとおりであり、契約の理由につきましては、これまでデイサービスセンターを運営してきた経験と、今後も事業を継続していく意思があること、さらには、現在のスタッフで運営されるため、現在利用している方には全く影響がないということも大きな理由の一つでございます。

譲渡価格につきましては、不動産鑑定評価をかけて算定された金額でありまして、土地と建物合わせて 2,530 万円となり、譲渡年月日は令和3年4月1日となります。

なお、建設時の国や県の補助金につきましては、国の処分制限期間の38年という期間に満たないため、補助金の返還が生じてまいりますが、現在、国や県と調整中でありまして、正式な金額はまだ確定しておりません。事前協議の段階で算定したところ、約700万円を超える程度になる予定でございますが、これらの歳入、歳出予算につきましては、新年度予算に計上させていただくこととなります。

今回の条例廃止につきまして、市議会定例会の議案提出につきましては、 周知期間を設けるため、今月 27 日に開会する、第 365 回市議会定例会に提出 させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ⑧ 矢板市子ども未来館のオープン等について
- ○議長 報告を求めます。
- ○子ども課長(田城博子) お手元の資料を御覧ください。このたび、矢板市 子ども未来館のオープンする日などが決まりましたので、御報告するもので ございます。

矢板市子ども未来館のオープンの日は、令和3年2月6日土曜日といたしました。これに向けた今後の具体的なスケジュールにつきましては、資料左側中段の表のとおりでございます。

なお、矢板市子ども未来館のオープンは2月6日を予定しておりますが、 運用上は1月末で矢板児童館を廃止し、2月1日に子ども未来館を開館する こととしております。

また、このスケジュールには記載はございませんが、ネーミングライツも 募集を実施する予定でございます。

次にオープンの決定に関しましては、関連しまして、関係例規の整備について、併せてご報告させていただきます。資料の右側上段でございます。

先の9月定例会において、矢板市子ども未来館設置及び管理条例、矢板市児 童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について審議をいただき、いずれ も議決をいただいたところでございますが、その中で新型コロナウイルス感染 症の影響などを考慮し、それぞれの条例の施行期日を規則に委任することとし ておりました部分について、それぞれ規則の施行日を定めましたので、ご報告 するものでございます。

具体的な施行日については、資料右側中段の表のとおりでありまして、矢板市子ども未来館の設置と、矢板児童館廃止のための条例改正については、2月1日の施行といたしまして、規則を公布する予定でございます。

最後に、令和3年3月31日をもって東児童館が廃止するとなることから、 矢板市児童館設置及び管理条例を廃止することが必要となります。そのため、 来たる12月定例会において、矢板市児童館設置及び管理条例を廃止する条例 を議案として提出する予定でおりますので、ご報告させていただきますととも に、12月定例会において、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長ないようですので、次に進みます。
 - ⑨ 新型コロナウイルス感染症対策について
- ○議長 報告を求めます。
- ○健康増進課長(沼野晋一) 昨日、11月12日までの栃木県での新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等についてご報告いたします。

PCR等検査実施件数につきましては、累計で 47,167 件であります。累積 患者数につきましては 507 人であります。なお、そのうち 487 名の方が、既に 退院されているとのことでございます。

この中で、11月2日に、県内492例目の新型コロナウイルス感染症の患者としまして、矢板市在住の方、2例目が確認されました。そして11月3日に県から発表がありました。

市としましては、翌11月4日に、矢板市感染症対策本部会議を開催しまして、対応を協議いたしました。その中で、矢板市在住の2例目の患者が確認されたことについて、市民への周知、及び感染防止のためのさらなる取組について、啓発記事をホームページへ記載したところでございます。また、防災行政無線、防災メールによって、感染予防の啓発を行ったところでございます。

今後も引き続き、広報やいたや市ホームページ等を通じまして、感染症予防 対策について、啓発していきたいと考えております。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ⑩ テイクアウトクーポン券 (第4弾) 発行事業等について
- ○議長 報告を求めます。
- ○商工観光課長(小野崎賢一) いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見られず、市内飲食店では、年末年始の忘年会、新年会シーズンを迎えるも、団体のみならず個人でも宴会を控えるところが見受けられ、さらなる経営の悪化が心配されます。

そのことを防止するためにも、第1弾から第3弾まで実施し、好評でありました、テイクアウトクーポン券発行事業を、第4弾「やいたの"食"をめしあがれ」として実施することとします。

令和2年12月1日号の広報やいたの配布に合わせ、割引クーポン200円が 10枚付いたチラシ1枚を、行政区加入世帯に配布いたします。

また、クーポン券はテイクアウトのみならず、店内での飲食も可能とします。実施期間は、年末年始にご使用いただけるように、令和2年12月1日か

ら令和3年1月15日までとします。

次に2点目、矢板の魅力再発見、市内体験レビュー事業の制度拡充についてご報告いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策により、我慢を強いられた子ども及び保護者を対象に、市内で様々な体験ができる場所を創出し、市民自らが自分の住む地域の魅力を再発見し、全国に発信することにより、市外からの誘客を促進することを目的とし、高校生以下のお子さんがいる子育て世帯を対象に、事前登録された市内の観光体験サービスの利用に際し、一人当たり利用料の2分の1、上限2,000円を補助するものとし、8月から実施しているものです。

3か月余りを経過し、今後はウィズコロナにおける本市の新たな観光戦略とし、マイクロツーリズムを推進するため、対象者を市内在住の高校生以下の児童及び保護者としていたものを、栃木県民へ拡充することとしました。この拡充は、11月16日からといたします。

この事業の実施によりまして、本市における新たな着地型観光コンテンツ として、定着していくことを期待しております。

- ○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。
- ○伊藤議員 テイクアウトクーポン券の第4弾について、確認のため質問させていただきます。

これは、GoToイートとの併用は可能なのでしょうか。

- ○商工観光課長 併用は可能と考えております。
- ○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長ないようですので、次に進みます。

- ⑪ 矢板市営駐車場条例の一部改正について
- ○議長 報告を求めます。
- ○都市整備課長(柳田豊) 本市の片岡市街地整備事業におきましては、令和 元年度末までに片岡駅西口駐車場の新設と、片岡駅東口駐車場の改修が完了 いたしました。

それに伴い、片岡駅周辺の市営駐車場の配置等について検討した結果、施設の老朽化や駅周辺の民間駐車場の増加など、さまざまな状況に鑑み、このたび、片岡駐車場を廃止することといたしました。

そのため、今回条例の一部改正をお願いするものであります。その改正内容といたしましては、矢板市営片岡駐車場の文言を削除するものであります。 この条例の一部改正につきましては、来る12月の定例会に議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

- ○議長 ないようですので、次に進みます。
 - ② 矢板市体育施設に関するネーミングライツ事業について
- ○議長 報告を求めます。
- ○生涯学習課長(山口武) 資料を御覧ください。まず、ネーミングライツについて簡単に説明いたしますと、ネーミングライツとは命名権のことであり、契約により、施設の名称に、企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業から対価を受けて、施設の管理、運営の財源確保と、利用者のサービス向上を図るものでございます。

矢板市としましては、令和4年のいちご一会とちぎ国体の開催を見据えま

して、体育施設において矢板市初のネーミングライツ事業を実施いたします。

対象施設は、矢板運動公園の陸上競技場、サッカー場、テニスコート、相 撲場、多目的グラウンド、野球場、プール、及び矢板市農業者トレーニング センターとします。また、矢板運動公園においては、施設一括での応募も受 け付けてまいります。

ネーミングライツ料は、1施設年額30万円以上、付与期間は令和3年4月 1日から令和6年3月31日までの3年間とします。

募集期間は11月16日から12月15日までの1か月間といたします。応募 資格といたしましては、市内だけではなく、市外の企業も募集対象といたし ます。

応募者の選定につきましては、審査会を設置いたしまして、審査基準にの っとり選定を行います。

ネーミングライツは、あくまでも愛称でありますので、条例で定める施設の正式名称は変更いたしませんが、行政と契約相手方であるネーミングライツパートナー、双方でPRを行い、市内外の利用者に親しまれる施設となるよう、努めてまいります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○議長ないようですので、次に進みます。

4 その他

○議長 予定した議題は、全て終了しました。

この際、議員各位及び執行部からほかに何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(10:45)